



## 2 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況

各取組ともすべての協定で実施され、加えて98%以上の協定で、引き続き着実な実施が見込まれている。

要指導・助言の協定も一部あるが、いずれも市町村の指導・助言を行うことで、着実な実施が見込まれている。

項目	優	適当	要指導・助言	返還等	合計
	確実な実施(毎年度継続実施)が見込まれる	着実な実施が見込まれる	指導・助言を行うことにより、着実な実施が見込まれる	取組が実施されていない	
耕作放棄地の防止等	63 (8%)	783 (91%)	14 (2%)	0	860
水路、農道等の管理活動	77 (9%)	776 (90%)	7 (1%)	0	860
多面的機能を増進	30 (3%)	821 (96%)	9 (1%)	0	860

## 3 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況

各取組ともH31年度までに十分達成が見込まれ、あるいは市町村の指導、助言により達成が見込まれる。

C要件で取り組む協定で指導、助言を要する協定がやや多くなっている。

項目	優良	適当	要指導・助言	返還等	合計
	H31年度まで目標達成し、かつ通知基準を大幅に超える見込み	通知基準以上の目標達成が見込まれる	指導・助言を行うことにより、通知基準以上の目標達成が見込まれる	指導・助言を行っても、通知基準以上の達成が困難と見込まれる	
農用地等保全体制整備	32 (6%)	536 (93%)	10 (1%)	0	578
A要件	5 (11%)	38 (84%)	2 (5%)	0	45
B要件	1 (20%)	4 (80%)	0	0	5
C要件	19 (3%)	518 (93%)	24 (4%)	0	561

## 4 集落協定内における話し合いの状況

制度の実施に向けて、91%の協定で優良又は適当として十分は話し合いが行われていると評価されている。

9%の集落協定が、話し合い回数が減少したり、制度の効果的な取組に支障を来すと評価されており、これらの協定に対して、市町村は協定参加者の意向把握や集落活動の再点検、農業生産活動等の課題の明確化などの指導を行っている。連携を誘導するなどの指導はやや少ない。

項目	優良	適当	要指導助言	合計
	制度の実施に必要な話し合いに加え、自律的かつ継続的な農業生産活動の実現に向けた話し合いや集落行事に関する話し合いが行われている。	本制度の実施に必要な話し合いが行われている。	本制度の実施に必要な話し合いが行われているが、回数が減少したり、将来的に本制度の効果的な取組や集落コミュニティの維持に支障を来す恐れがある。	
集落協定	26 (3%)	757 (88%)	77 (9%)	860

## 5 集落戦略への取組状況

集落戦略の必要性を認識しているあるいは、必要性を判断できておらず作成が困難な協定が全体の64%、メリット措置のある15ha以上の協定でも43%を占めており、集落協定に対する十分な周知ができていない。

恵那市では15ha以上の協定は市の指導によりすべて作成されており、市町村と連携するなかで十分な周知が必要である。

項目	優良	適当	要指導・助言	合計
	集落戦略を作成し、かつ戦略の実現に向けた取組を実施、または検討している	集落戦略策定済みだが戦略実現の取組が未実施 集落戦略の必要性を認識しており、作成中 担い手が確保され将来に亘り農業生産活動が維持できる	集落戦略の必要性を認識しているが、作成が困難。 集落戦略の必要性を判断できておらず、指導助言を行っても集落戦略作成に向けた取組が困難。	
	5 (1%)	305 (35%)	550 (64%)	860

### 制度の評価（成果と課題）

#### ① 農業生産体制（農業経営体や後継者・新規就農者、農地利用等）

集落営農組織の育成が図られたり担い手への農地集積が進められるなど、担い手組織が整備された集落では安定した農業生産が継続できている。引き続き集落営農組織を中心とした担い手組織育成を推進する。

一方で、集積を進めるほど条件不利地が耕作されなくなる可能性が高くなり、これらの農地が順次協定農用地から外され農地の荒廃農地が進む恐れがあり、今後こうした農地をどうしていくのか検討する必要がある。

#### ② 所得形成（高収益作物の導入、6次産業化、都市農村交流等）

高収益作物の導入、6次産業化、都市農村交流の取組は一部の集落協定に限られているが、農地を維持するため、高齢者でも取組むことのできる高収益作物を模索している集落協定もある。

本県では中山間地域で夏秋トマト、夏ほうれんそう、栗生産などが行われており、これらの主要品目の推進や高収益作物の導入、6次産業化、都市農村交流等についても引き続き関係機関と連携しながら推進する必要がある。

#### ③ 集落維持（多面的機能の維持、集落コミュニティの活性化等）

担い手組織を育成することで継続して農業生産を行う体制が整備されつつあるが、高齢化、人口減少の中で草刈り、水路清掃など農地の維持管理や集落コミュニティの維持は益々大きな課題となってきた。一部集落では、当該交付金を活用した共同作業や祭りの実施等を通じて、非農家への農業や集落コミュニティへの理解が深まり、非農家を巻き込んだ草刈、水路清掃なども行われている。

集落コミュニティの維持、活性化等を図るためには、当該交付金等を活用した非農家との連携も重要であるが、移住者支援や買物弱者支援、雪下ろしなどの高齢者支援等の集落コミュニティの維持を図るには、当該交付金のように地域自らが作った計画に基づき比較的自由に使える新たな支援策の創設が必要である。

④ 行政取組等（都道府県の推進体制、市町村の推進活動に対する支援等）

県内各市町村は当該制度を中山間地域の農業生産、集落を維持していくために重要な制度であり、継続して実施する必要があると回答しており、また各協定に対する適切な指導、助言も行われている。

今後とも本制度を推進するためには、県や市町村の協定への支援が必要であるが、国からの推進交付金は少なく、適正な配分等による体制強化が必要である。

⑤ ①～④及び集落等に対するアンケート調査結果等を踏まえた制度全体に係る総合的な評価

県内各集落協定、個別協定とも協定書に基づく計画どおりの活動が実施され、今後も協定農用地が維持・管理されることが見込まれており、本制度を活用する中で集落みんなで守っていくという考えが広がるなど、耕作放棄地の発生防止、農業生産活動の維持に大きな成果が上がっている。

一方、中山間地域は人口減少が平地より大きく農地維持管理が益々困難になることが予想されており、また平地のように大区画化が進まず生産コストの低減が困難な状況の中で農業経営が営まれている。

中山間地域が置かれている現状を把握した中で、より多くの集落で引き続き制度に取り組むことが出来るよう、協定期間の短縮、交付単価の増額、交付要件（地目、傾斜区分）の見直し等の制度の改善が必要である。